

子育て支援における市区町村社会福祉協議会の連携方法に関する研究 —子育て支援プラットフォームの取り組みから—

小原真己¹

(2022年9月26日受付, 2022年12月14日受理)

Coordination of Municipal Social Welfare Councils in Childrearing Support: Development of Childrearing Support Platforms

Maki OHARA¹

(Received : September 26, 2022, Accepted : December 14, 2022)

要 旨

本研究は, 市区町村社会福祉協議会(以下, 社協)が子育て支援にどのように関わり, 子育て支援プラットフォームをどのように展開しているかを調査により明らかにし, 社協による子育て支援への連携方法を, 子育て支援プラットフォームの取り組みから考察することを目的とした。

分析の結果, 社協は, その相談の中に子どものいる家庭のケースの場合, 2つのルートを進める事が明らかになった。親が生活困窮者の場合は, その「生活困窮状態」が子どもの生活に影響が出ないように, まずは貸付等の利用で経済的支援を行った後, 関係機関に繋ぐルートである。もう1つは「子育て支援プラットフォーム」の活動の中から「気になる子ども」や「気になる家庭」を見つけ, 関係機関に繋ぐルートである。社協の役割としては, あくまで事務局であり, 黒子に徹し, 情報を集め, 関係機関に繋いでいるという事であった。

キーワード: 子どもの貧困, 子ども家庭福祉, 子育て支援プラットフォーム, 生活困窮家庭, 市区町村社会福祉協議会

Abstract

The purpose of this study was to clarify how municipal councils of social welfare (hereafter referred to as "CSW") are involved in child-rearing support and how they are developing their child-rearing support platforms through a survey, and to examine how CSW cooperate with child-rearing support through their child-rearing support platform initiatives.

As a result of the analysis, it became clear that CSW follow two routes in the case of families with children in their consultation. In cases where the parents are needy, the first route is to provide financial support through the use of loans and other means so that the "needy condition" does not affect the children's lives, and then to connect them to the relevant organizations. The other route is to identify "children of concern" and "families of concern" through the activities of the "Child Rearing Support Platform" and connect them to related organizations. The role of the CSW is to act as a secretariat, collecting information and connecting them to the relevant organizations, while remaining in the background.

Keywords: Child poverty, Child and family welfare, Child-rearing support platform, Needy families, Municipal council of social welfare

¹ 高知市役所 健康福祉部 福祉管理課 事務補助員 修士 (社会福祉学)
Welfare Management Division, Health and Welfare Department, Kochi City Office, Office Assistant, (Master of Social Welfare)

I 研究の背景

1. 地域共生社会の実現の課題

かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いにより、人々の暮らしが支えられてきた。日常生活における不安や悩みを相談できる相手や、世帯の状況の変化を周囲が気づき支えるという人間関係が身近にあり、子育てや介護などで支援が必要な場合も、地域や家族が主にそれを担っていた(厚生労働省 2017)。しかし、昨今、1人1人の抱える生活課題が複雑で困難になっており、他分野に亘る支援が必要であるケースも増えてきている。

現状を鑑み、厚生労働省は『「地域共生社会」の実現に向けて』(厚生労働省 2017)を打ち出した。その人らしい生活を送ることができる「地域共生社会」の実現を目指したものである。

しかし、「新たな事業の意義の一つは、地域住民や関連機関等と議論を行い、考え方を共有するプロセス自体にあることから、任意事業とし、段階的实施とすべき」とあり、実施に対する強制力もなく、実施団体として社協が想定されるが、明文化されていない(厚生労働省 2019: 9)。

2. 子育て支援と市区町村社会福祉協議会の役割

子どもの心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で適切な支援へつないでいく必要がある。その支援は、乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校段階へと、子どものライフステージごとに異なる。そのため、母子保健サービスや保育施設、学校における支援、地域での子育て支援、居場所の提供・学習支援、若者の就業支援、保護者の就労・生活支援等が有機的に連携するとともに、切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関連機関における情報の共有、連携の促進を図ることになっている(内閣府 2019)。しかし、子どもの問題行動を多面的に理解するのは難しいためか関連機関の情報の共有・連携は容易ではない。

3. 市区町村社会福祉協議会の現状と課題

現在、関連機関で取り組んでいるのが、子育て支援プラットフォームの取り組みである。現在、社協の関わりとしては、生活困窮者自立相談支援事業を中心とした地域支援による経済的支援や、子育て支援プラットフォームの事務局としてである。しかし、子育て支援プラットフォームは試行錯誤の段階で、社協の役割が定着しているわけではない。

II 研究目的・方法

1. 研究目的

本研究の目的は以下の通りである。社協の子育て支援の取り組みについて、先行研究の成果の検討・考察を踏まえて、社協が子育て支援にどのように関わっているか、また社協が子育て支援プラットフォームをどのように展開しているかを調査により明らかにする。そして、これらの研究結果をもとに社協による子育て支援のあり方を考察する。

2. 研究の意義

子ども家庭福祉や保育分野が子育て支援に以前から関わっている。しかし、虐待の件数等は高いままであり、本研究により、社協による子育て支援の一例を提示できると考えている。

3. 用語の定義

「プラットフォーム」とは、分野・領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、更なる展開が生まれる「場」である(厚生労働省 2019)。全国社会福祉協議会(以下、全社協)では、「プラットフォーム」の用語を用いているが、その内容は子育て支援に特化したものであるため、本研究では「子育て支援プラットフォーム」の用語を用いる。

4. 研究方法

(1) 調査方法

先行研究及びプレ調査の結果をもとに作成した

インタビューガイドを用いて、半構造化面接を実施した。調査対象者の了解を得て、ICレコーダーに録音し逐語録を作成し、コード化を行った。

(2) プレ調査の実施

Z市社協・生活困窮者自立支援事業を担当している課の課長(インタビュー当時)と主幹に、プレ調査を実施し、そのインタビューから本調査の調査項目を精査した。

(3) 対象者の選定と倫理的配慮

『子どもの育ちを支える新たなプラットフォーム』(全国社会福祉協議会 2014)、『子どもの育ちを支えるプラットフォームの継続, 発展に向けて』(全国社会福祉協議会2019)に掲載されている、先駆的に子育て支援及び子育て支援プラットフォームに関わっている社協の職員に本研究の目的や調査内容を説明し、調査協力を依頼した。調査対象者に対して、研究者から研究内容と倫理的配慮についての説明を文書で行い、協力の意思を確認した上で参加協力への同意書に署名を依頼し承諾を得た。なお調査開始前には、高知県立大学研究倫理委員会及び高知県立大学社会福祉研究倫理審査委員会の承認を得ている(承認番号:社研倫20-11号)。

5. 分析方法

インタビュー調査で得られた音声データから逐語録を生成し、得られたデータの質的分析を行い、コード化を行った。次に「コード」を「サブカテゴリー」、「カテゴリー」と順に精緻化した。

Ⅲ 結果

1. 調査実施期間

2021年2月1日～2021年6月8日

2. 調査対象者の属性

調査対象者は市区町村社会福祉協議会職員7人であった(表1)。性別は男性が3人、女性が4人で、調査時点の年齢別では30歳代1人、40歳代4人、50歳代1人、60歳代1人で、平均年齢は47.6歳であった。面接時間は52分～90分で、平均約64.8分であった。

3. 調査対象者の所属する社協の担うプラットフォーム

調査対象者の所属する社協が担うプラットフォームについては、表2の通りである。

表1 調査対象者の概要

対象者	性別	年齢	役職	勤続年数	所持資格
A	男性	49歳	相談支援課長	23年	社会福祉主事・ヘルパー2級
B	女性	47歳	自立相談支援員	7年	FP3級
C	男性	43歳	地域活動支援課主任	13年	社会福祉士・介護福祉士
D	女性	43歳	自立相談支援員	8年	教員免許(小・幼)・保育士 精神保健福祉士
E	女性	36歳	CSW	8年	社会福祉士
F	男性	65歳	元・ボランティアセンター長(現在も常勤)	16年	社会福祉士
G	女性	50歳	事務局長	26年	社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・ヘルパー1級

※A・B, D・Eは同一社協

表2 組織(プラットフォーム, 活動)の概要

	A・B	C	D・E	F	G
名称	子ども支援ネットワーク	c 地区乳幼児支援機関関係者連絡会	d市コミュニティソーシャルワーク事業	e 区子ども応援ネットワーク	放課後対策事業 (f学校)
活動の対象	市内全子育て家庭	c 地域の子ども, 子育て家庭, 親子	乳幼児から高齢者, 障害の有無に関係なくすべての住民	e 区の子ども・子育て家庭, 親子	保護者が昼間家庭にいない小学1~6年生
社協の役割	民生委員・児童委員の事務局 子ども支援ネットワークスタッフ会議に参加	地域情報の確認・提供 連絡会にオブザーブ参加	地域と相談機関を繋ぐ	ネットワーク会議の開催 ボランティアのコーディネート	放課後児童クラブと小学校・保育園との連携
事業内容	気になる子ども・家庭の情報共有, 支援策の検討	c 地区の子育てイベントのカレンダー化 年1回水遊びイベントのサポート	各行政区で月1回会を開き, 気になる家庭の情報共有	こども食堂・居場所に来た気になる子どもを関係機関に繋ぐ 1人親家庭へ食糧支援	放課後児童クラブの運営(保護者が昼間家庭にいない小学生を放課後に預かる)

4. 分析結果

調査対象者のデータから生成されたコードは231, サブカテゴリーは40, カテゴリーは18である。以下の文中ではカテゴリーを【 】, サブカテゴリーを《 》, コードを〈 〉で記載する。また, カテゴリーの内容から項目ごとに分類し, 以下は項目ごとに述べる(表3)。

(1) 社協の姿勢

【どんな相談も丁寧に受け入れ, 寄り添う】

調査対象者は, 社協で相談を受け付ける中で, 《どんな相談も受け入れ, 寄り添う》上で, 〈複合的な課題を受け止め, 関係機関との調整をしたり, 総合的な支援を行う〉ようにし, 〈相談される方々のエンパワメントを醸成するという事である〉という意識で関わっている事が示された。これらを【どんな相談も丁寧に受け入れ, 寄り添う】とまとめた。

(2) 親の生活課題と子どもへの支援

① 【親の生活課題に関わる中で, 子どもの問題が

見えてくる】

調査対象者は, あらゆる相談を受け入れている中で〈社協に繋がるのは, お金の相談が多い〉と感じ, 〈なんらかの経済的問題のある家庭に行政では対応しきれない, 解決しきれない時に社協が入っていく事が多い〉と認識していた。また, 〈家計管理の相談を受ける中で, 成育歴や家族関係の課題が分かる〉事が多く, 〈社協としてダイレクトに介入できない家族の問題がある〉と感じながら, 支援にあたっている事も分かった。これらを【親の生活課題に関わる中で, 子どもの問題が見えてくる】とまとめた。

② 【親の生活課題が, 子どもの生活に影響が出ないように支援していく】

調査対象者は, 〈お金がない事が, 子どもの生活に影響がいかないようにするために支援をしていく〉ようにしており, 〈子どもの未来を考えながら支援をしていくためには, 家族との繋がりが切れない事が一番である〉と考えていた。

具体的な支援として、〈ファイナンシャルプランナーを呼んで家計相談を2年前から始まったが、いいサービスだと思う〉とし、子どもの生活に直接関わるのではなく、親の生活課題の改善に関わり、子どもの生活に影響が出ないようにしていく支援をしている事が明らかになった。

(3) 社協の主な連携機関

①【社協が相談を聞いて、子育て支援の機関に繋げる】

《困りごとの内容によって、行政や他機関に繋げる》ようにしているが、調査対象者は、特に《就学前の子どもの相談は、社協に繋がりにくい》と感じている事が分かった。また、《社協では、子どもの支援を直接しづらい》と思っている事が明らかになった。

②【地域の子どもの相談は、行政、民生委員から連絡があって社協が関わっている】

《子どもの相談は、行政、民生委員、保健師、地域のボランティアから入ってくる》事が多く、《子どもの情報が、民生委員から入ってくる》というのは、社協の強みではないだろうか。

③【社協内で連携して子育て支援に関わる】

〈c区社協の唯一子ども関係の部署は、ファミリーサポートセンターである〉といったように、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を受託している社協も多く、《子どもの相談を、社協で受託しているファミリーサポートセンターと連携する》意識を持っている事が分かった。

表3 項目とカテゴリー一覧

項目	カテゴリー
社協の姿勢	どんな相談も丁寧に受け入れ、寄り添う
親の生活課題と子どもへの支援	親の生活課題に関わる中で、子どもの問題が見えてくる 親の生活課題が、子どもの生活に影響が出ないように支援していく
社協の主な連携機関	社協が相談を聞いて、子育て支援の機関に繋げる 地域の子どもの相談は、行政、民生委員から連絡があって社協が関わっている 社協内で連携して子育て支援に関わる
子育て支援プラットフォームの事務局としての役割	社協は、子ども関係の事業は受託していない事が多いが、子育て支援プラットフォームの事務局をしている 子育て支援ネットワーク会議を開いて情報収集している 事務局である社協に子育て支援の関係機関から声が挙がり、取り組みを整理した 子どもの居場所作りに関わる 子どもの食事の支援に関わる
子どもに関わる機関と社協との関係性	社協は児童虐待の専門機関と思われないので、要対協に関わりづらさを感じている 社協は、子育てに一番関わっている関係機関と関わりづらい時もある 地域の会議では、子どもの情報はなかなか出てこない
社協職員の専門性	困窮相談は、地域の方と直接関わらないといけないので、地域の実状や社会状況を踏まえて関わる 中高生の性の問題に寄り添える大人が必要である
子どものいる生活困窮家庭の制度活用の実態	就学前の子どものいる世帯では、制度の利用にばらつきがある 多子世帯は、住居確保給付金の利用が多い

(4) 子育て支援プラットフォームの事務局としての役割

①【社協は、子ども関係の事業は受託していない事が多いが、子育て支援プラットフォームの事務局をしている】

社協は、《子ども関係の事業を受託していない事が多い》が、地域との繋がりから情報は入ってくるため、《入ってきた情報を、行政区外や多世代食堂、ハローワーク、行政、子どものサービスに繋ぐ》ようにしている事が明らかになった。

繋ぐ際には、〈子どものケースでは、関係機関と足並みをそろえて入らないと大変な事になるので、難しいと思いながらやっている〉というように、子どもの養育環境を整えるために何が出来るのかを考えながら支援をしている姿が見られた。

②【子育て支援ネットワーク会議を開いて情報収集している】

調査対象者は、〈直接関わってなくても、学校等から困窮と子育ての事務局として認識されている〉と感じ、《社協は事務局を担っていて、情報が集まってくる》ため、〈社協は、必要に応じて情報、相談歴は把握している〉というように集まってきた情報をまとめ、地域に伝える役割を担っているという認識であった。

また、知り得た情報を地域の関係機関と共有するために、《定期的にネットワーク会議を開いている》という語りがあった。

③【事務局である社協に子育て支援の関係機関から声が挙がり、取り組みを整理した】

〈社協は、乳児支援機関関係者連絡会の事務局を担っている〉と語った調査対象者の語る〈乳児支援機関関係者連絡会は、地域の団体が声を挙げて立ち上げた〉ものである。地域の中に、たくさんの子育て支援の機関があり、利用してほしい家庭に情報がうまく届くように、月に1回関係機関が集まってカレンダーを作っている。

関係機関の他にも〈町内会、自治会の組織もあ

り、地域を良くしたい、地域の繋がりを大事にしたいという方は多くいる〉という思いを、目に見える形にしている活動が語られた。

④【子どもの居場所作りに関わる】

調査対象者は、【子どもの居場所作りに関わる】事が多く、〈「子どもネットワーク」でやっているのは、子ども食堂と居場所作りの活動である〉、〈不登校の子の居場所作りを始めた〉、〈家から出られない子達には大学生ボランティアがアウトリーチで訪問したりする事業の準備をしているところである〉といった活動も具体的に語られた。

⑤【子どもの食事の支援に関わる】

調査対象者は、〈子ども食堂に社協が必ず間に入ってお手伝いしているわけではない〉が、〈社協と相談者という関係じゃない繋がり、日常的な繋がりが子ども食堂、居場所を通じて生まれてきている〉と思っている事が分かった。

〈パントリー事業の利用世帯の子どもは、中学生、またはそれ以下が多い〉という語りから、子どものいる世帯が生活困窮に陥ると、食事の面に影響が出やすい事が分かった。

(5) 子どもに関わる機関と社協との関係性

①【社協は児童虐待の専門機関と思われないので、要対協に関わりづらさを感じている】

〈要対協までいかない子育て問題に関わる〉事が多いが、実際に要対協ケースの家庭に関わる事もあり、〈挙がってくるケースは、虐待やネグレクトの話が多い〉、〈地域から、夜間放置や深夜徘徊の話が入ってくるので、状況によっては社協が介入するケースもある〉という事も分かった。

要対協ケースになると、関わる機関も多く、《要対協に関わるケースだと、社協に関わりづらい》という思いがある事が明らかになった。

しかし、大半の調査対象者は、《社協は、要対協には必要な時以外は、声がかからず、参加していない》と語り、〈要対協には会議の参加要請がある

ので参加している〉と語ったのは1人のみであった。〈要対協には入っていない〉、〈要対協には参加していない〉と語る調査対象者も多く、要対協との関わりが薄い事も明らかになった。

②【社協は、子育てに一番関わっている関係機関と関わりづらい時もある】

調査対象者は、子どもの支援や、子どものいる世帯への支援をする際に、〈学校との連携は必要である〉と考えているが、〈個人情報の開示は難しいし、学校は敷居が高い〉と感じている事が分かった。

では未就学の子どもに関してはどうだろうか。調査対象者は、〈保健師が情報を持っているイメージがある〉と思い、実際に〈未就学児の情報は、保健所の保健師からが多い〉という語りがあった。学校も、保健師も、守秘義務の観点から情報開示が難しく、情報共有して連携していく難しさを社協が感じている事が明らかになった。

③【地域の会議では、子どもの情報はなかなか出てこない】

社協と関係機関との間で会議を開く際、〈行政区の会議では高齢者の情報が多くて、若い世代の情報がなかなか出にくい〉事が多い。

また、〈医療関係のケース会は、大人のケースが多い〉と感じているという事が分かった。

〈社協主催の行政・保健・福祉・医療職との連携会議はない〉や、〈CSWでは、小さい子どもに関する会議はない〉という語りから、〈子育てに限定しない会議では、子どもの情報は出てきづらい〉という事が明らかになった。

これらを、【地域の会議では、子どもの情報はなかなか出てこない】とまとめた。

(6) 社協職員の専門性

①【困窮相談は、地域の方と直接関わらないといけけないので、地域の実状や社会状況を踏まえて関わる】

生活困窮者自立支援事業を受託していない社協には、そもそも〈生活困窮者自立支援員はいない〉が、受託している社協でも、〈生活困窮者自立支援員は2名、社会福祉士所持〉と資格取得者を採用の条件にしているところもあれば、〈生活困窮者自立支援員は、地域の事をよく知っている方を採用している〉という語りから、資格よりも地域に詳しい事に重きを置いて採用している社協もあり、生活困窮者自立支援員の専門性にばらつきがあった。

②【中高生の性の問題に寄り添える大人が必要である】

〈性を売る事で収入を得る事しか知らなかったり、高校に行く方法を知らなかったりという子ども達がたくさんいる〉現実の根本的な理由は、生活困窮である事が多く、そのために適切な教育が受けられない事に繋がっているという語りがあった。

これらを、【中高生の性の問題に寄り添える大人が必要である】とまとめた。

(7) 子どものいる生活困窮家庭の制度活用の実態

①【就学前の子どものいる世帯では、制度の利用にばらつきがある】

調査対象者は、〈就学前の子どものいる家庭の利用している制度等は、状況把握できていない〉という事が分かった。就学前の子どもの情報は、社協では掴みにくく、分かる範囲では〈児童扶養手当、児童手当、生活保護を使っている家庭、何も使っていない家庭もある〉であったり、〈使っているサービスは、保育園やファミリーサポートセンターである〉という語りから、【就学前の子どものいる世帯では、制度の利用にばらつきがある】事が窺える。

②【多子世帯は、住居確保給付金の利用が多い】

〈困窮相談の中で、就学前の子どものいる家庭のケースは4割くらい。あまり意識した事はな

い」という語りから、社協は〈困窮家庭で子どものいるケースは、感覚的には多いと思う〉が、あまり意識せずに受け入れている事が分かった。生まれた時から生活困窮状態の中で生活している子どもの存在が明らかになった。

〈以前は1人親世帯が多かったが、コロナの影響後は両親いての多子世帯も多い〉という事から、コロナ感染拡大前はなんとか生活できていた多子世帯も、コロナ感染拡大後の影響から、収入をさまざまな支払いにあてると、家賃の支払いにまわせず、《多子世帯は、住居確保給付金の利用が多い》事に繋がった事が示された。

5. 結果のまとめ

社協職員は、社協の姿勢として、【どんな相談も丁寧に受け入れ、寄り添う】事が分かった。相談の内容は、その地域住民からの多岐に亘るものだが、断らず一旦は受け止め、傾聴している姿は、どの調査対象者にも共通していた。

受け付けた相談の中には、子どものいる世帯からの相談もあり、【親の生活課題に関わる中で、子どもの問題が見えてくる】ため、どのようにアプローチし、課題解決していくのか、その【親の生活課題が、子どもの生活に影響が出ないように支援していく】ために奔走している事が明らかになった。社協に入ってくる「親の生活課題」は、お金に関わる事が多く、生活困窮状態が子育てにしわ寄せがいかないように、社協職員が奮闘している姿が浮かび上がった。家計改善や経済的困窮の課題から支援が始まるが、根本的な問題は家族関係の改善ではないかと思ひながら、社協が介入する難しさを感じていた。

子どものいる世帯に支援をしていくためには、社協単独では難しい。そのため、【地域の子どもの相談は、行政、民生委員から連絡があって社協が関わっている】事が多く、【社協が相談を聞いて、子育て支援の機関に繋げる】ようにしている事が分かった。唯一、子ども関係の事業として、ファミリーサポートセンターを受託している社協は多

く、【社協内で連携して子育て支援に関わる】事はしているが、本当に利用してもらいたい家庭はファミリーサポートセンターに来る事が少なく、また周知されていない事が多いため、それを今後の課題と意識していた。しかし、地域福祉の中心的存在である【社協は、子ども関係の事業は受託していない事が多いが、子育て支援プラットフォームの事務局をしている】。

【事務局である社協に子育て支援の関係機関から声が挙がり、取り組みを整理した】上で、活動としての「形」にしている事が分かった。「子育て支援プラットフォーム」の形は、地域によってさまざまだが、主に子育て支援に関わっている関係機関のネットワーク化、ネットワーク会議の調整が多く、【子育て支援ネットワーク会議を開いて情報収集している】事が明らかになった。関係機関の「顔が見える関係作り」に携わるが、あくまでも社協は事務局であり、「黒子」に徹しているという結果が得られた。

また、そのネットワークの中で、【子どもの居場所作りに関わる】、【子どもの食事の支援に関わる】事をしている事も分かり、子どもの「衣食住」の保障のために、地域やボランティアを巻き込みながら活動している事も明らかになった。

社協は、日々たくさんの相談を受け付け、子どものいる世帯の相談が繋がってきた際、親への支援は社協が中心になって出来たとしても、子どもへの支援は、その子どもの所属する学校が中心になる事が多い。要対協ケースだと行政や児童相談所が中心になる事が多く、就学前の子どもであれば、保健師が情報を持っている事が多い。学校や保健師との関係も、情報開示の観点から難しく敷居が高いと感じている事が分かった。社協は、要対協の会議に参加要請の声がある時以外はかからず、【社協は児童虐待の専門機関と思われないので、要対協に関わりづらさを感じている】。

【社協は、子育てに一番関わっている関係機関と関わりづらい時もある】と思っているし、【地域

の会議では、子どもの情報はなかなか出てこない】ため、子どもの情報が掴みにくく、介入しづらいと感じる時がある事が明らかになった。

社協職員は、子育て支援の専門ではない。地域福祉に携わる機関として社会福祉士・精神保健福祉士の資格所有者を採用条件としている社協もあれば、資格がなくても地域の実状に詳しい人物を採用している社協もあり、ばらつきがみられた。【困窮相談は、地域の方と直接関わらないといけないので、地域の実状や社会状況を踏まえて関わる】が、さまざまな課題を抱えた相談者に対応するにあたって、社協職員の専門性が懸念される結果となった。

子どものいる家庭の制度活用にもばらつきがあり、「助けて」と声を挙げられない家庭をいかに見つけ、適切な制度やサービスに繋いでいくのか、特に【就学前の子どものいる世帯では、制度の利用にばらつきがある】事をどのように把握していくのかに苦慮している姿も浮かび上がった。

コロナ禍で、特例貸付や住居確保給付金の利用が増えたが、社協職員は【多子世帯は、住居確保給付金の利用が多い】と認識していて、家賃を支払う余裕のない多子世帯が増えた事を懸念している事も分かった。

生活困窮により、高等教育機関への進学を断念

したり、そもそも進学する機会がなかったために、性を売る事でしか収入を得る方法を知らない子ども達がいる現実には、【中高生の性の問題に寄り添える大人が必要である】という意識を持ち、今後の課題としている事も明らかになった。

以上が、本研究で得られた結果である。

IV 考察

1. カテゴリー間の関係性

分析により生成したカテゴリーについて、カテゴリー相互の関係を考察し図式化を行った。社協の業務と子育て支援プラットフォームを活用した子育て支援の実状は、次の通りであると考えている(図1)。

社協職員は、どんな相談も丁寧に受け入れ、寄り添う事を基本姿勢とし、実践している。それは、分野を分けずに一旦は受け止め、「地域共生社会の実現に向けて」(厚生労働省 2017)の『我が事・丸ごと』を体現している。多岐に亘る相談を受け付けているにも拘らず、社協職員には地域の実状に詳しいが無資格の職員も存在した。

社協が受け付ける子どものいる家庭からの相談は、2つのルートに分けられる事が分かった。1つは、「困窮者支援による子育て支援」で、もう一方は「子育て支援プラットフォームの活用」とい

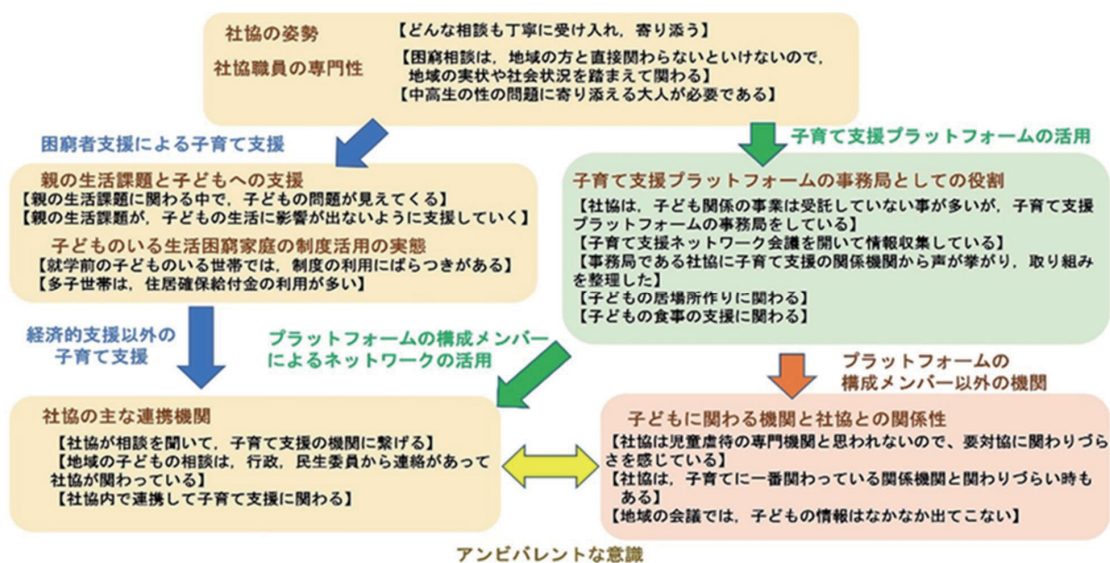


図1 社協の業務と子育て支援プラットフォームを活用した子育て支援

うルートである。「困窮者支援による子育て支援」は、従来の社協の支援として、生活困窮者の相談を受け付け、相談内容に応じて、社協で行っている生活福祉資金の貸付等を行い、経済的な支援以外の子どもに関する支援は、関係機関に繋ぐルートである。「子育て支援プラットフォームの活用」は、「子育て支援プラットフォーム」の活動の中から「気になる子ども」や「気になる家庭」を見つけ、関係機関に繋ぐルートである。社協の役割としては、あくまで事務局であり、黒子に徹し、情報を集め、関係機関に繋いでいる。

「子育て支援プラットフォーム」の具体的な活動としては、地域性、関係機関から求められているニーズによって違いはあるが、どれも活動の対象を「地域の子育て家庭や子ども」としており、「ひとり親である」や「生活困窮している」等の生活課題のある家庭のみならず、地域で子育てをしている全家庭を支援の対象としていた。その中には、外国籍の家庭も増えてきており、言葉が通じない対応の難しさを感じながら、まずは受け止めた後、外国籍の子どもの支援をしているNPOに繋いだりして、「子育て支援プラットフォームの活用」のルートがうまく使われている事例も聞かれた。

しかし、普段から顔の見える関係が出来ている関係機関や、「子育て支援プラットフォーム」の構成メンバーには繋ぎやすいが、子どもの普段の情報を掴んでいる学校、保健師、要対協等とは守秘義務の観点から情報開示が難しく、連携はしているが関わりづらさを感じているという「アンビバレントな意識」が社協職員にある事が分かった。「子育て支援プラットフォーム」の構成メンバーに、学校や教育機関、保健師が入っている社協は、普段から「顔の見える関係」が出来ているので抵抗感を感じずに連携が取れていたが、そうではない社協は関わりづらさを感じ、「アンビバレントな意識」を持ちながら、連携していた。要対協との関わりは、常に参加しているのは1人のみで、関係の薄さから「アンビバレントな意識」に繋がっているのではないかとと思われる。

2. 先行研究との比較

論文検索データベースであるCiNiiを用いて「子育て支援」「社会福祉協議会」をキーワードとしたヒット数は188件で、全社協が提案した「プラットフォーム」に関する研究は見当たらなかった。188件の中で、社協による子育て支援ネットワークに関する研究は2件で、そのうち1件は、神里による『社会福祉協議会と子育て支援 一介入による社協活動への影響―』で、『(町レベルでの)子育て支援ネットワークの構築は必要である』と示している(神里 2003: 51)。

もう1件は、東根による『社会福祉協議会による子育てネットワークの意義』で、「おわりに」の部分で、『社協の子育てネットワークへの参画に対する期待は大きいものがある。さらに近年、この期待はますます高まる傾向にあり、2014年には全国社会福祉協議会(2014)において「子ども育ちを支える新たなプラットフォーム」が提示され、さらなる「包括化」が主張され始めるなど、新たな展開を迎えている』と記し、「子育て支援プラットフォーム」について触れている(東根 2018: 167)。

『子どもの育ちを支える新たなプラットフォーム』(全社協 2014)を取りまとめた「新たな子ども家庭福祉の推進基盤の形成に向けた取り組みに関する検討委員会」の委員長が、柏女である。柏女は、

『子ども家庭福祉分野は、市町村と都道府県に実施体制が二元化され、教育分野との切れ目も深いため、包括的、継続的な支援体制がとりにくい点の特徴である。この点は、2016年改正児童福祉法等においても、都道府県と市町村の役割分担の明記と両者の連携の強化にとどまった感がある。また、インクルーシブな社会づくりを実現するためには、制度間の切れ目を埋める民間の制度外活動を活性化し、制度内福祉と制度外活動との協働が必要とされる。この点について全国社会福祉協議会は、2014年に「子どもの育ちを支える新たなプラットフォーム～みんなで取り組

む地域の基盤づくり～」と題する報告書を取りまとめている。こうしたプラットフォームと制度とがつながることによって、横向きの切れ目のない支援が実現すると考えられる。また、「子ども」期の特性である「有期性」を克服し、切れ目のない支援を実現するためには、子ども期の始期と終期の切れ目克服が必要とされる』と述べている(柏女 2017b: 17)。

柏女が述べているように、「教育分野との切れ目が深い」という点は、本研究の中でも、【社協は、子育てに一番関わっている関係機関と関わりづらい時もある】というカテゴリーが得られた。

関係機関との連携について、加藤は

「関係機関が児童虐待理解と通告義務を理解した上で、地域においては要保護児童対策地域協議会を利用することを経験していくことである。行政の縦割りを越え総合的な視点にたち、子にかかわる機関と親にかかわる機関が連携する必要性も理解されつつある。そのため、それら関係機関と連携を保つ調整機関の専門性は欠かせないことも自治体は十分理解すべきである」とし、要対協と関係機関との連携の重要性を述べている(加藤 2010: 415)。

しかし、本研究では、【社協は児童虐待の専門機関と思われないので、要対協に関わりづらさを感じている】というカテゴリーが得られ、社協は要対協との関わりが薄い事が分かり、研究者達の提案と現場の実状には、乖離が見られた。

また、喜多らは、

「乳幼児期のSES(親の社会経済状態(socioeconomic status; SES)が『発達格差』や『問題行動』に影響していることを証明する報告が欧米で蓄積されてきている。その関連は複雑であるが、親の抑うつ、育児ストレ

ス、養育態度、物的困窮、育児資源が重要な媒介要因と考えられている」とし、「日本の現状では、乳幼児健診で発見される発達格差や問題行動の徴候は、神経発達病理の側面から評価され、養育者への指導は行われてもSESに注目した介入は行われていないように思われる」と指摘している(喜多ら 2013: 9-10)。

本研究では、【親の生活課題に関わる中で、子どもの問題が見えてくる】、【親の生活課題が、子どもの生活に影響が出ないように支援していく】というカテゴリーが得られ、〈お金がない事が、子どもの生活に影響がいかないようにするために支援をしていく〉とし、生活福祉資金貸付制度の案内や〈ファイナンシャルプランナーを呼んで家計相談を2年前から始まったが、いいサービスだと思う〉というように家計に関する介入をしている事も明らかになった。

3. 「子育て支援プラットフォーム」の定義と社協の連携方法

本研究では子育て支援の基盤となるネットワークを「子育て支援プラットフォーム」と定義して研究を行った。先行研究でも地域福祉のプラットフォームを活用する意義はあるものの、柏女(2017b)が指摘しているように、地域福祉と保育、教育分野の連携は課題が多い。そこで本研究では子育て支援に焦点化したプラットフォームを調査対象にしてその連携の実態を調査したが、【事務局である社協に子育て支援の関係機関から声が挙がり、取り組みを整理した】というカテゴリーが得られた。

地域の子育て支援に関わる関係機関のニーズを形にしたものが「子育て支援プラットフォーム」であったと考える。社協は、子ども関連の事業を受託していなくても「子育て支援プラットフォーム」の事務局として、地域の関係機関と関わっている事が明らかになった。

「子育て支援プラットフォーム」の具体的な活

動としては、地域性、関係機関から求められているニーズによって違いはあるが、どれも活動の対象を「地域の子育て家庭や子ども」としており、「ひとり親である」や「生活困窮している」等の生活課題のある家庭のみならず、地域で子育てをしている全家庭を支援の対象としていた。

今後の課題として、関係機関に繋ぐ際に「アンビバレントな意識」を抱く職員がいるという事は、常日頃からの関わりの薄さからきていると考えられる。親に関わる機関、子どもに関わる機関が「家庭全体を支援していく」という意識を持ち、常日頃から連絡を取り合い、「顔の見える関係」の構築をし、速やかな対応、連携に繋がる事を期待する。

なお、総務省の推進している『AI・IoT等を活用した子育て支援 共助型子育て支援プラットフォーム「子育てシェア』』（総務省 2019）とは、全く別のものとして考える。

V 研究の限界と今後の課題

本研究は、『子どもの育ちを支える新たなプラットフォーム』（全国社会福祉協議会 2014）、『子どもの育ちを支えるプラットフォームの継続、発展に向けて』（全国社会福祉協議会 2019）に掲載されている、先駆的に子育て支援及び子育て支援プラットフォームに関わっている社協の職員を対象に調査を行った。

しかし、5社協7人と少なく、全社協が取り上げている社協以外にも調査をする必要があり、今後の課題として挙げられる。今後も研究を続け、全国の社協にアンケート調査、インタビュー調査を実施し、子育て支援プラットフォームの実状を明らかにしたい。

引用・参考文献

Brenda DuBois.and Karla K.M. (2013) *Social Work: An Empowering Profession (8th Edition)*. (=2017, 北島英治・上田洋介訳『ソーシャルワーク人々をエンパワメントする専門職』明石書店.)
東根ちよ(2018)「社会福祉協議会による子育て

ネットワークの意義』『同志社政策科学研究』19(2), 157-167.

Johnson.L.C and Yanca,S.J., (2001) *Social work Practice:A Generalist Approach, 7th ed., Allyn Bacon*. (=2004, 山辺朗子・岩間伸之訳『ジェネラリスト・ソーシャルワーク』ミネルヴァ書房.)

柏女霊峰(2017a)「子ども家庭福祉学とは何か」『淑徳大学社会福祉研究所総合福祉研究』21, 29-42.

柏女霊峰(2017b)「子ども家庭福祉における地域子育て家庭支援の理念と原理」『淑徳大学大学院研究紀要』24, 1-24.

加藤曜子(2010)「児童虐待の防止に向けた地域の取り組みの現状と課題—自治体, NPO 等との連携—」『季刊社会保障研究』45(4), 407-416.

神里博武(2003)「社会福祉協議会と子育て支援—介入による社協活動への影響—」『長崎ウエスレヤン大学現代社会学部紀要』1(1), 47-54.

木下康仁 (2003)『グラウンデッドセオリーアプローチの実践』弘文社, 193-194.

喜多歳子・池野多美子・岸玲子(2013)「子どもの発達に及ぼす社会経済環境の影響：内外の研究の動向と日本の課題」『北海道公衆衛生学雑誌』27, 33-43.

厚生労働省(2015)「生活困窮者自立支援制度について」

(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/2707seikatu-konkyuushajiritsusienneidonituite.pdf>, 2020.11.12).

厚生労働省(2017)「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html>, 2021.12.29).

厚生労働省(2019)「「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会)最終とりまとめ」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000581294.pdf>, 2021.12.29).

- 厚生労働省(2020)「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」
(<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/r01-taikou.pdf>2021.4.8).
- 松本伊智朗・湯澤直美(2019)『シリーズ子どもの貧困①生まれ、育つ基盤 子どもの貧困と家族・社会』明石書店.
- 文部科学省(2017)「SSWガイドライン」『教育相談等に関する調査研究協力者会議書』
(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/07/27/1381051_2.pdf,2018.7.3).
- 内閣府(2019)「子供の貧困対策に関する大綱—日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて—」
(<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/r01-taikou.pdf>, 2020.11.16).
- 中島史陽(2018)「子どもの貧困がもたらす社会的影響と教育格差・経済格差」『香川大学 経済政策研究』14(15), 29-47.
- 野村ゆか(2021)「地域子育て支援センターの役割と可能性—支援者の語りに焦点を当てて—」高知県立大学大学院人間生活学研究科令和2年度修士論文.
- O'Neil,J.M., (1984) *The General Method of Social work practice*, Prentice-Hall.
- 佐藤郁哉(2008)『質的データ分析法』新曜社, 138-139.
- 総務省(2019)「AI・IoT等を活用した子育て支援の取組」『第4次少子化社会対策大綱策定のための検討会(第5回)』総務省 情報流通行政局 地域通信振興課
(https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/taikou_4th/k_5/pdf/s6.pdf, 2022.1.6).
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会(1989)「あらたな『児童家庭福祉』の推進をめざして」
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童家庭福祉懇談会
(<https://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/syakaifukushi/374.pdf>, 2022.1.3).
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会(1991)「地域における子育て家庭支援活動の展開—児童家庭福祉の新たな推進に向けて—」社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童家庭福祉委員会
(<https://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/syakaifukushi/422.pdf>, 2022.1.2).
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会(2014)「子どもの育ちを支える新たなプラットフォーム～みんなで取り組む地域の基盤づくり～」『新たな子ども家庭福祉の推進基盤の形成に向けた取り組みに関する検討委員会報告書』社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部
(https://www.shakyo.or.jp/research/2014_pdf/20141226_kodomo_all.pdf,2021.4.4).
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会(2017)「地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて」社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会
(https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/teigen/pdf/20180427_chiikikyousei.pdf, 2021.12.29).
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会(2019)「子どもの育ちを支えるプラットフォームの継続、発展に向けて」社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部
(https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/research/20190329_kodomo.pdf 2020.11.29).
- 田中眞希・宮上多加子(2021)「障害者入所施設の介護職員における『演じる行為』の特徴」『高知県立大学紀要社会福祉学部編』70, 61-75.
- 山口英里・佐藤洋一・和田浩ほか(2017)「出生前からの子どもの貧困—周産期の世帯調査から見える貧困世帯の妊産婦・新生児の特徴と生活の状況—」『外来小児科』20(2),129-138.
- 山野良一・湯澤直美(2019)『シリーズ子どもの貧困 ⑤支える・つながる 地域・自治体・国の役割と社会保障』明石書店.

